

別添資料

基本協定書(案)

川西市中央北地区PFI事業(以下、「本件事業」という。)に関して、川西市(以下、「甲」という。)と、【 】を代表企業とし、【 】、【 】、【 】、【 】、【 】及び【 】を構成企業とする応募グループ(以下、「乙」という。)とは、以下のとおり、基本協定(以下、「本件基本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本件基本協定は、本件事業に関し、乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、乙らが設立する本事業の遂行者(以下、「PFI事業予定者」という。)と甲との間で締結する、中央公園・電線共同溝の設計、街区、都市計画道路・特殊道路、電線共同溝、水路(以下、「都市基盤施設」という。)の整備及び引渡し・所有権移転、工事監理、都市基盤施設の整備期間中に係る中央北地区特定土地区画整理事業全域の工事間の工程調整、都市基盤施設の維持管理、市民参加等のまちづくりコーディネーター、市関連用地等の取得及び住宅開発、その他提案により整備する設備等の維持管理並びに以上に係る資金調達とこれらに付随し、関連する事項に関する協定(以下「本件事業協定」という。)の締結に向けて、甲と乙の双方の義務を定めるとともに、その他、本件事業の円滑な実施等に必要な双方の協力、諸手続について定めることを目的とする。

(努力義務)

第2条 甲と乙は、甲とPFI事業予定者が締結する本件事業協定の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、本件事業協定の川西市議会の議決を得て本件事業協定の効力が生じるように最善の努力をするものとする。

2 乙らは、本件事業協定締結のための協議に当たっては、本件事業の公募手続にかかるPFI事業者選定委員会及び甲の要望事項を尊重するものとする。

(PFI事業予定者の設立)

第3条 乙の代表企業及びPFI事業予定者に出資する構成企業は、本件基本協定締結後、平成25年●月●日までに、PFI事業予定者を、資本金を●●●円(ただし、乙が公募提案書により提案した資本金額による。)、本店所在地を川西市内とする会社法(平成17年法律第86号)上の株式会社として適法に設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出するも

のとする。

- 2 【代表企業】は、必ずPFI事業予定者へ出資を行うものとし、かつ、本件事業の全事業期間を通じて、PFI事業予定者の株主の中で最も多くの株式を保有する株主でなければならない。また、代表企業と構成企業全体での出資比率は、本件事業の全事業期間を通じて、PFI事業予定者の全株式の50%を超えなければならない。ただし、事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られるとともに、甲の利益を侵害しないと認められる場合には、甲はかかる出資比率の変更について協議に応じることができるものとする。
- 3 乙は、PFI事業予定者をして、創立総会又は株主総会において取締役を選任せしめ、これを甲に報告させるものとする。かかる選任の後に取締役が改選された場合についても、乙は、PFI事業予定者をして、その旨を甲に報告させるものとする。
- 4 乙は、PFI事業予定者の株式の譲渡について、PFI事業予定者の取締役会の承認を要する旨の定めをPFI事業予定者の定款において規定するものとする。

(株式の譲渡等)

- 第4条 乙の代表企業及びPFI事業予定者に出資した構成企業は、本件事業協定上の事業期間が終了するまでの間、事前の書面による甲の承諾を得た場合を除くほか、その保有するPFI事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他一切の処分を行ってはならない。
- 2 乙は、PFI事業予定者へのすべての出資者をして、事業協定期間中、PFI事業予定者の株式を保有させなければならず、甲の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権の設定、その他の一切の処分を行わせてはならない。
 - 3 乙は、PFI事業予定者の設立時、及び増資時において、その時々各株主をして別紙出資者確認書を提出させるものとする。
 - 4 第1項の甲の承諾を得てPFI事業予定者の株式を譲渡する場合、PFI事業予定者への全ての出資者(株式譲渡人を除く。)は、かかる譲渡の際の譲受人とともに、事前に再度別紙の様式による出資者確認書を甲に、提出するものとする。
 - 5 乙又はPFI事業予定者への出資者は、第1項の甲の承諾を得てPFI事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。

(業務の委託、請負)

- 第5条 乙は、PFI事業予定者をして、都市基盤施設の整備に関する業務を【 】及び【 】に、工事監理業務を【 】に、中央北地区特定土地区画整理事業区域全域の円滑な促進に係る調整業務を【 】、維持管理業務を【 】、まちづくりコーディネーター等業務を【 】に、それぞれ委託し又は請け負わせ

るものとし、【 】、【 】、【 】、【 】、【 】及び【 】はそれぞれ前記業務を受託し、又は請け負うものとする。

- 2 【 】、【 】、【 】、【 】及び【 】は、それぞれ都市基盤施設の設計業務、都市基盤施設の整備に関する業務、工事監理業務、中央北地区特定土地区画整理事業区域全域の円滑な促進に係る調整業務又はまちづくりコーディネート等業務について甲とPFI事業予定者との間で本件事業協定が締結された後30日以内に、【 】は、維持管理業務について事業協定別紙9に規定する維持管理業務開始予定日の30日前までに、それぞれ業務委託契約又は請負契約を締結するものとし、各契約締結後速やかにその写しを甲に提出するものとする。
- 3 第1項によりPFI事業予定者から本件事業に関する各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。
- 4 乙は、【 用地活用企業 】をして、本件事業協定締結後速やかに市関連用地の所有者から土地を取得させ、【 用地活用企業 】は、当該取得を確実に実施しなければならない。

(本件事業協定)

- 第6条 甲及び乙は、本件事業に関する本件事業協定の仮協定を、本件基本協定締結後、平成25年●月●日を目処として、川西市議会への事業協定にかかる議案上程日までに、甲とPFI事業予定者との間で、締結せしめるものとする。ただし、甲は、本件事業協定の締結がなされる前に、乙の代表企業又は構成企業が募集要項「第3-3-(2)」項に規定する「応募者の参加資格要件」に抵触し、又は「同(3)」に規定する「応募者の業務遂行能力に関する資格要件」を満たさないことが判明した場合は、本件事業協定を締結しないことができる。
- 2 前項の仮協定は、川西市議会の議決を経た後、川西市長がPFI事業者予定者に対し、本件事業協定を成立させる旨の意思表示をしたときに、本協定としての効力を生じるものとする。
- 3 甲及び乙は、本件事業協定締結後も本件事業の遂行のために協力するものとする。
- 4 乙は、乙又はPFI事業者予定者の責めに帰すべき事由により本件事業協定が締結されなかった場合は、本件事業のうち施設整備業務に係る落札価格の100分の10に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

(準備行為)

- 第7条 乙は、本件事業協定締結前であっても、自らの責任及び費用負担において、本件事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙に対して協力するものとする。
- 2 前項の甲の協力の結果は、本件事業協定締結後、PFI事業予定者が速やかにこれを引

き継ぐものとする。

(本件事業協定締結不調の場合の処理)

第 8 条 事由の如何を問わず (本件事業協定の締結について、川西市議会の議決が得られない場合を含む。)、PFI事業予定者と甲との間において、本件事業協定が効力を生じるに至らなかった場合には、甲及び乙が本件事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲及び乙は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(秘密保持)

第 9 条 甲及び乙は、本事業に関する秘密を第三者に漏えいし、本件事業上の秘密が記載された文書及び本件事業上の秘密が記録された電磁的記録(以下「本件秘密文書等」という。)を滅失、き損若しくは改ざんし、又は本件事業上の秘密及び本件秘密文書等を本件事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 公知である場合
- (2) 本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合
- (3) 被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合
- (4) 裁判所その他官公署によりその権限に基づき開示が命ぜられた場合
- (5) 甲が川西市情報公開条例(平成4年条例第8号)に基づき開示を求められた場合
- (6) 弁護士その他本件事業に係るアドバイザー及びその協力企業に守秘義務を課して開示する場合
- (7) 本件事業の遂行に係る資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関と協議を行う場合
- (8) その他法令に基づき開示する場合

2 乙は、P F I 事業予定者、本件事業上の義務の履行又は本件事業協定上の権利の行使に係る事務に従事している者及び従事していた者並びに P F I 事業予定者に融資する金融機関及びそのファイナンシャルアドバイザーに、本件事業上の秘密を第三者に漏洩させ、本件秘密文書等を滅失、毀損又は改ざんさせ、又は本件事業上の秘密ないしは本件秘密文書等を本件事業の遂行以外の目的に使用させてはならない。

3 乙は、本件事業に関し第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、その受託業務遂行事務に従事させる者及び従事させていた者との関係で、前項において乙が甲に対し約したのと同様の義務を負わせなければならない。P F I 事業予定者に融

資する金融機関及びそのファイナンシャルアドバイザーに本件事業上の秘密に該当する情報を提供する場合には、当該金融機関らについても同様とする。

- 4 乙は、本件事業に関し、個人情報を取り扱う場合は、個人情報に関する関係法令（甲の条例を含む。）の規定を遵守し、甲の指示を受けて適切に取り扱うものとする。
- 5 甲は、乙に対し、本件事業に関し取り扱っている個人情報の保護状況について、随時に調査することができる。
- 6 甲は、本事業に関し、乙の個人情報の取扱いが不適切であると認められるときは、必要な勧告を行うことができる。この場合、乙は直ちに甲の勧告に従わなければならない。

（実施責任）

第10条 乙は、代表企業及び構成企業をして、本件基本協定に定められた各自の義務を履行させるものとする。

（準拠法等）

第11条 本件基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本件基本協定に関する一切の紛争については、神戸地方裁判所伊丹支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本件基本協定書を2通作成し、甲並びに乙の代表企業及び構成企業は、それぞれ記名押印の上、甲並びに乙の代表企業が1通ずつ保有する。

平成25年●月●日

甲

川西市長

●●●●

印

乙 【●グループ】

（【●グループ】の代表企業）

住 所 ●

商号又は名称 ●

代表者氏名 ●

印

（【●グループ】の構成企業）

住 所 ●

商号又は名称 ●
代表者氏名 ● 印

(【●グループ】の構成企業)

住 所 ●
商号又は名称 ●
代表者氏名 ● 印

(【●グループ】の構成企業)

住 所 ●
商号又は名称 ●
代表者氏名 ● 印

(以下、白紙)